

鳥根県認可外保育施設指導監督実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認可外保育施設（児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第35条第3項の届出をしていないもの又は法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。））について、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを、別に定める「認可外保育施設指導監督基準」（以下、指導監督基準という。）に照らして確認し、必要に応じて、改善指導、改善勧告、事業停止命令、施設閉鎖命令等、児童福祉法第59条の指導監督を行うのに必要な事項及び、児童福祉法第59条の2に基づく届出等の手続きを定めるものとする。ただし、1日に保育する乳幼児が5人以下である小規模な施設であって、知事が必要と認めた場合は、指導監督基準の一部を適用しないことができるものとする。

また、認可外保育施設に対する指導監督については、この要綱に定めるもののほか、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日付けこ成保第206号こども家庭庁成育局長通知）、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和6年3月29日付けこ成保第218号こども家庭庁成育局長通知）を踏まえ効果的・効率的に実施するものとする。

(届出)

第2条 県は、県内の認可外保育施設の設置者から、「認可外保育施設設置届」（様式1-1、様式1-2、様式1-3）の提出があったときは、書類等を確認の上、これを受理するものとする。ただし、次に掲げる施設に該当し、かつ子ども・子育て支援法第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業を実施しない施設については届出の対象外とする。

- ① 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。
 - ア 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあっては、当該顧客の監護する乳幼児。
 - イ 親族間の預かり合い（設置者の四親等内の親族を対象）
 - ウ 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児（例：利用乳幼児の保護者と親しい友人や隣人等。この場合であっても、広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象に業として保育を行っている者が、たまた

ま親しい知人や隣人の子どもを預かる場合は届出の対象となる。)

- ② 半年を限度として臨時に設置される施設
- ③ 認定こども園法第3条第3項に規定する連携施設(幼稚園型認定こども園)を構成する保育機能施設

(関係機関等との連携)

第3条 認可外保育施設の指導監督にあたっては、市町村や消防部局、衛生部局等の関係機関等との連携を図る。特に、改善指導等の措置に当たっては、「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」及び「特定子ども・子育て支援施設等監査指針」(令和元年11月27日付け府子本第689号、元文科初第1118号、子発1126第2号「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」別添1及び2)を踏まえ、市区町村との情報共有を図る。また、施設内で犯罪があると思料する場合は警察との連携も図るものとする。

(認可外保育施設の把握)

第4条 認可外保育施設については、届出の提出を待つだけでなく、関係機関等の協力を得て、その速やかな把握に努める。

(事前指導)

第5条 認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場合、設置について情報を得た場合には、児童福祉法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、文書(様式2)により、指導監督基準の遵守を求める。また、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当する場合は、第2条に定める届出を行うよう指導する。

(届出義務違反への措置)

第6条 届出対象施設が、開設後1ヶ月を経過しても届出を行っていないことを把握した場合は、文書(様式3)により期限を付して届出を行うよう求める。期限を過ぎても届出がない場合には、非訴訟事件手続法に基づき、過料事件の手続き(様式4)を行うこと。また、届け出た事項が指導監督により虚偽の届出であることが判明した場合についても同様であること。

2 前項の規定による過料事件の手続きは、県で行う。

(届出事項の通知)

第7条 県は、認可外保育施設から届出があったとき又は届出事項に変更があったとき又は当該施設が休廃止した場合は、当該届出に係る事項を、当該施設の所在地の市町村長に速やかに通知する。

(指導監督の実施機関)

第8条 原則として、第9条から第20条に定める報告徴収、立入調査及び改善指導、改善勧告、事業停止命令、施設閉鎖命令、公表及び厚生労働省への報告等については県で実施する。

2 指導監督の実施については、この要綱に定めるもののほか島根県認可外保育施設指導監督実施要領において定めるものとする。

(通常の報告徴収)

第9条 通常の報告徴収は、全ての認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、原則として年1回、下記①に掲げる定期報告事項(様式5-1、様式5-2、様式5-3)を回答期限を付して、報告を求めるものとする。その際、下記②のような場合にも報告するよう指示する。

① 定期報告が必要な事項

ア 法第59条の2第1項に規定するすべての施設の設置者において報告が必要な事項

- ・ 施設の名称及び所在地(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の設置者については、主たる事業所の名称及び所在地)
- ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造
- ・ 施設の管理者の氏名及び住所
- ・ 開所している時間
- ・ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・ 報告年月日の前日において保育している乳幼児の人数
- ・ 利用定員
- ・ 報告年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制
- ・ 保育士その他の職員の配置数及び勤務体制の予定
- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・ その他施設の管理及び運営に関する事項
- ・ 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)

イ 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設(1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。)及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の設置者において、報告が必要な事項

- ・ 設置者及び職員に対する研修の受講状況

ウ こどもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する設置者において届出が必

要な事項

- ・ こどもの預かりサービスのマッチングサイトの URL

② 臨時等報告が必要な事項

ア 当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合。（臨時の報告）

重大な事故が生じた場合は、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 8 年 3 月 30 日こ成安第 45 号通知）に基づき、速やかに報告を求める。（様式 6-1、6-2）

また、食中毒事案等が生じた場合は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成 17 年 2 月 22 日付け健発 0222002 号・薬食発 0222001 号・雇児発 0222001 号・社援発 0222002 号・老発 0222001 号通知）に準じて、県等に報告させること。併せて、保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じさせること。

イ 当該施設に、24 時間かつ週のうちおおむね 5 日程度以上入所している児童がいる場合は、当該児童の氏名、住所及び家族の状況等の報告（長期滞在時の報告）を求める。（様式 7）

ウ 届出対象施設について、届出事項のうち、省令で定める事項に変更を生じた場合は、変更後 1 ヶ月以内に報告を求める。（様式 8）

エ 届出対象施設について、当該施設を廃止し、又は、休止した場合は、廃止又は休止の日から 1 ヶ月以内に報告を求める。（様式 9）

（特別の報告徴収）

第 10 条 次に掲げる場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると考えられる場合には、随時、特別に報告を求める。

- ① 当初の届出事項からの変更が認められる場合
 - ② 運営状況報告の内容に疑義がある場合
 - ③ 前条の臨時の報告又は長期滞在児の報告はないがその事実が判明又は強く疑われる場合
 - ④ 利用者から苦情や相談又は事故に関する情報等が寄せられている場合
- 2 前項に該当する場合には、必要に応じて第 12 条の特別立入調査を行う。

（通常の立入調査）

第 11 条 届出対象施設については、原則として年 1 回立入調査を行う。

2 届出対象外施設のうち、乳幼児を 1 日あたり概ね 10 人以上入所させることが可能な施設については、原則として年 1 回立入調査を行うこととする。但し、前年の立入調査の結果、児童の処遇をはじめその運営が優良であった施設については隔年で行うことも出来るものとする。

3 ベビーホテルについては、年 1 回以上立入調査を行う。

4 法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、立入調査に代

えて、施設の設置者若しくは管理者（以下「事業所長」という。）又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年1回以上行う。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いときなど、県が必要と判断する場合には、立入調査を行う。

（特別立入調査）

第12条 死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがある場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。）又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等であって児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められるときには、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、特別に立入調査を実施する。

2 認可外保育施設への立入調査だけでは、運営状況等が十分に把握できない場合は、当該施設の設置者等の事務所に対して立入調査を実施し、必要な報告徴収をする。

（立入調査の方法等）

第13条 立入調査は、届出対象施設であるか否かにかかわらず、問題を有すると考えられる施設について重点的に指導ができるよう配慮して計画的に実施する。

2 年度途中で新規に把握された施設については、実施計画に基づく調査とは別に、速やかに立入調査を行うよう努める。

3 当該施設に対しては、帳簿等の準備のため、調査実施日の14日前までに調査の期日を（様式10）により通知する。ただし、特別立入調査が必要な場合等には、事前通告せずに実施することができる。

4 所在地の市町村に対しても、立会を求める等必要な連携を図るため、同様に調査実施日の14日前までに調査の期日を（様式11）により通知する。

5 調査班は、原則として2名をもって編成する。

6 調査吏員は、県で発行する身分を証明する証票を携帯するものとする。

7 児童の処遇面で問題を有すると考えられる場合は、保育士、児童福祉司、心理判定員、児童指導員、保健師、看護師等（准看護師を含む。以下同じ。）、医師等の専門的知識を有する者を加える。

8 立入調査における調査、質問等は、設置者又は管理者に対して行うことを通例とするが、必要に応じて、保育従事者や利用児童の保護者等からも事情を聴取するものとする。

9 施設内での虐待が疑われる場合は、利用児童の様子を確認するものとする。

10 立入調査の結果については、「認可外保育施設運営状況報告書」（様式5-1、様式5-2、様式5-3）にその内容がわかるように赤字等で記入し、県で保管する。

（改善指導）

第14条 立入調査の結果については、指導監督基準に照らし改善を求める必要がある場

合は、口頭又は文書で改善を求める。この場合、口頭による場合は立入調査時に対面で行い、文書による場合は調査実施後おおむね1か月以内に（様式12-①）により通知する。なお、改善を求める必要がない場合は、調査後おおむね1か月以内に文書（様式12-②）で通知する。

- 2 改善を求める必要がある場合は、別紙「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」の第3条第2項に定める改善指導の口頭及び文書の別を判定する評価基準に従いその改善事項を口頭により指導するか又は文書により指導するかに判別する。口頭により改善指導を行った場合は、おおむね1か月以内に電話等簡易な方法で報告するよう求める。なお、必要に応じ改善後の状況がわかる書類等を提出するよう求めることができる。また、文書により改善指導を行った場合はおおむね1か月以内の回答期限を付して改善後の状況がわかる書類等を添えて文書（様式12-①別紙）で報告するよう求める。
- 3 改善に時間を要する場合は、おおむね1か月以内に改善計画の提出を求める。
- 4 改善指導に係る回答又は提出があった場合であっても、改善された事が確認出来ない場合には、必要に応じ、設置者又は管理者に対する出頭要請や、特別立入調査を行うことができる。
- 5 期限が経過しても回答又は提出がない場合についても、前項と同様の対応をする。

（改善勧告）

第15条 前条の改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しがない場合には、児童福祉法第59条の第3項に基づく改善勧告を行う。

（改善勧告の方法等）

第16条 文書による改善指導における報告期限後（改善指導を経ずに改善勧告を行う場合にあっては立入調査実施後）おおむね1か月以内に改善されなければ、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象となり得ることを明示した上で、改善勧告を文書（様式13）により行う。

- 2 前項の場合は、おおむね1か月以内の回答期限を付して文書により報告を求める。
- 3 建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、適切な期限（この期限は、3年以内とすること）を付して、移転を勧告する。
- 4 改善勧告を行う場合は、必要に応じて、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受け入れ先の確保等について、関係機関等との調整を図る。
- 5 改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、特別立入調査を行う。
- 6 期限が経過しても改善勧告に対する報告がない場合についても、前項と同様の対応をする。
- 7 必要に応じて改善勧告に対する回答の期限内においても、当該施設の状況の確認に努める。

(事業停止命令又は施設閉鎖命令)

第 17 条 以下のいずれかに該当する場合は、事前に文書（様式 14）により弁明の機会を付与した上で、島根県社会福祉審議会（以下、「審議会」という。）の意見を聴き、児童福祉法第 59 条第 5 項の規定による事業停止又は施設閉鎖を文書（様式 15）により命ずる。

- ① 改善勧告にもかかわらず、改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童の福祉を著しく害すると認められるとき
 - ② 改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童の福祉を著しく害すると認められるとき
 - ③ 当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき
- 2 事業停止命令又は施設閉鎖命令を行う場合は、必要に応じて、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受け入れ先の確保等について、関係機関等との調整を図る。
- 3 通常は事業停止命令を先ず検討すべきであるが、改善が期待されない場合で、当該施設の運営の継続が児童福祉に著しく害すると認められる場合は、施設閉鎖命令を発することができる。
- 4 事業停止命令又は施設閉鎖命令をするために必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、施設の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供を求める。

(緊急時の対応)

第 18 条 児童の福祉を確保すべき緊急の必要のあるときは、第 14 条から第 17 条までの手順によらず、文書による改善指導を経ずに改善勧告を行う、或いは改善指導・改善勧告を経ずに事業停止命令若しくは施設閉鎖命令の措置を行うなど、児童の安全確保を第一に考え、迅速な対応を行う。

- 2 児童の福祉を確保するため、次の場合は、改善指導を経ることなく、改善勧告を行う。
- ① 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
 - ② 著しく利用児童の安全性に問題がある場合
 - ③ その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合
- 3 児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ審議会の意見を聞くことができないときは、児童福祉法第 59 条第 6 項に基づき、当該手続きを経ないで、事業停止又は施設閉鎖を命じることができる。
- 4 前項の場合は、弁明の機会の付与は事後に行わない。
- 5 審議会に対しては、事後速やかに報告する。

(公表)

第 19 条 改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について報道機関等を通じて公表する。

2 事業停止命令又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について報道機関等を通じて公表する。

3 所在地の市町村に対しても通知し、内容を公表するよう要請する。

(こども家庭庁への報告)

第 20 条 第 15 条、第 17 条又は第 18 条の措置を講じた場合は、こども家庭庁へ報告する。

附則

この要綱は、平成 13 年 11 月 5 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 15 年 6 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 7 月 7 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 6 月 3 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 3 月 11 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 7 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。